

岩内町お試し移住体験事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩内町（以下「町」という。）への移住に関心のある者に対して、町での生活を体験できる場を提供することで、移住・交流人口の増加を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、町の移住担当窓口を通じ、移住、二地域居住、シーズステイの検討を行っている者（転勤又は婚姻による転入者は除く。）

2 岩内町暴力団排除条例（平成25年岩内町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(体験住宅)

第3条 体験住宅は、次の表に掲げるとおりとし、日常生活を営むための家具や家電製品などの備品類を備えるものとする。

名称	住所	建設年度	構造	面積
岩内町お試し 移住体験住宅	岩内町字宮園 238番地2	昭和61年度	耐火中層	63.25㎡

(参加申請)

第4条 岩内町お試し移住体験事業（以下「体験事業」という。）への参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、岩内町お試し移住体験事業参加申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(参加許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容の審査及び応募者が多数いる場合は選考を行い、参加の可否を岩内町お試し移住体験事業参加許可（不許可）通知書（第2号様式。以下「参加許可通知書」という。）により当該参加者に通知するものとする。

(契約)

第6条 町長は前条の規定により参加許可通知書を交付したときは、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき定期建物賃貸借契約を、岩内町お試し移住体験住宅定期賃貸借契約書（第3号様式。以下「契約書」という）により、当該参加者と締結し、体験住宅を貸し付けるものとする。

2 前項の契約を締結するに当たっては、法第38条第3項の規定に基づ

き、当該契約は契約期間の満了により終了し、更新されないことについて、書面により説明を行うものとする。この場合において、説明は岩内町お試し移住体験住宅定期賃貸借契約についての説明書（第4号様式）により行うものとする。

（参加期間）

第7条 体験事業の参加期間は、7日以上31日以内とし、年度を超えた参加はできないものとする。

2 体験住宅の使用期間は、前項に定める参加期間の範囲内とし、その具体的な期間は、別に定める契約書において定めるものとする。

3 参加者の希望する参加期間の開始日及び終了日が土日祝日に当たる場合は、その直前の開庁日を開始日又は終了日とする。

（負担金）

第8条 参加者は、参加許可通知書の交付を受けたときは、次の表に掲げる体験事業負担金（以下「負担金」という。）を開始日までに一括納付しなければならない。

期間	金額
1日	1,000円

2 前項の負担金は、光熱水費、バランス釜使用料・保険料、寝具クリーニング代とする。ただし、飲食費、日常生活に係る消耗品、交通費は参加者の負担とする。

3 既納の負担金は、これを還付しない。ただし、天災、疾病等町長が特に必要と認めたときは、その全部又は、一部を還付することができる。

4 前項の規定により負担金の一部を還付する場合は、参加未済期間の日割り額とする。

（鍵の受渡し）

第9条 参加者は、体験住宅の使用開始日の午前9時から午後3時までの間に町より体験住宅の鍵を受け取る。

（参加者の遵守事項）

第10条 参加者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告し、参加者の負担で新たな鍵の交換又は作成を行うこと。

(2) 火気の取扱いに注意するとともに水道凍結防止に配慮すること及び備付けの生活用具類を適切に取り扱うこと。

(3) 参加者は、共用部分の清掃及び住宅周辺の除草や除雪を適宜に行

い、周辺環境の整備をすること。

- (4) ごみは、管理会に協力の上、本町の定めに基づき適切に排出すること。
- (5) 体験住宅の使用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町に返却すること。
- (6) 集団生活のきまりなど、「町営住宅入居者のしおり」に記載の事項
- (7) その他、住宅等の使用に関し町長が必要と認める事項
(制限される行為)

第 1 1 条 参加者は、住宅等において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 転勤などの職務上の事由において、体験住宅を使用すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) ペットを同伴すること。
- (8) 近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 住宅等の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (10) その他住宅等の使用にふさわしくない行為をすること。

(参加許可の取消し)

第 1 2 条 町長は、参加者に第 9 条及び前条の規定に違反する行為があった場合、又は体験住宅を継続し使用することが困難であると認める場合は、第 5 条の規定による参加許可を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により体験事業の参加許可を取り消したときは、岩内町お試し移住体験事業参加取消通知書（様式第 5 号）により、参加者に通知するものとする。

(明け渡し)

第 1 3 条 参加者は、体験住宅の使用期間の満了日、若しくは前条の規定に基づき参加許可が取り消された場合、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、参加者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 参加者は、前項の明け渡しをするときは、明け渡し日を事前に町長に報告しなければならない。なお、明け渡しの時間は午前 9 時から午後 3 時までの間とする。

3 町長は、同条第1項の規定に基づき参加者が行う原状回復の内容及び方法について、参加者と事前に協議するものとする。

(立ち入り)

第14条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、参加者の許可なく住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 参加者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立ち入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第15条 参加者は、故意又は過失により住宅等を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項前段の規定による体験住宅の破損、汚損又は滅失は、直ちに町に報告しなければならない。

(事故免責)

第16条 住宅等が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内及び付帯施設又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。